

附則第12条第9項中「、第4項又は第6項」を「、第5項、第6項又は前2項」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項の次に次の1項を加える。

- 9 道路運送車両法第41条の規定により平成15年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合する自動車又は同条の規定により平成16年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合する自動車のうち、粒子状物質の排出量が省令附則第12条の2の3第8項に定める許容限度の4分の1を超えない自動車で省令附則第12条の2の3第9項に定めるものの取得（第3項、第5項、第6項又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成15年4月1日から平成17年3月31日までの間に行われたときに限り、第129条の5及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率から100分の1.5を控除した率とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）第130条第4項の改正規定（「混和の」を「製造の」に改める部分に限る。）並びに第138条及び第144条の改正規定 平成16年6月1日

（2）第49条の改正規定及び附則第6条の7第1項の改正規定（「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める部分に限る。） 平成16年7月1日

（3）附則第9条第1項の改正規定（同項に2号を加える部分に限る。）及び附則第5項の規定 平成17年4月1日

（4）第26条の改正規定 建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成16年法律第 号）第4条の規定の施行の日

（県民税に関する経過措置）

- 2 改正後の熊本県税条例（以下「新条例」という。）附則第4条の規定は、平成16年4月1日（以下「施行日」という。）以後に特定配当等（新条例第3条第2項に規定する特定配当等をいう。以下この項において同じ。）に係る所得税法等の一部を改正する法律（平成16年法律第14号）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第4条の2第9項及び第4条の3第10項に規定する事実が生ずる場合について適用し、施行日前に特定配当等に係る所得税法等の一部を改正する法律（平成16年法律第14号）第7条の規定による改正前の租税特別措置法第4条の2第9項又は第4条の3第10項に規定する事実が生じた場合については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

- 3 新条例附則第6条の7の規定は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

- 4 新条例附則第9条第3項及び第5項の規定は、平成17年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成16年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

- 5 新条例附則第9条第1項の規定は、平成17年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成16年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

（狩猟者登録税に関する経過措置）

- 6 施行日前に狩猟者の登録を受けた者に対して課する狩猟者登録税については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）

- 7 新条例附則第12条第3項及び第5項から第10項までの規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

- 8 施行日前の改正前の熊本県税条例附則第12条第4項に規定する自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（狩猟税に関する経過措置）

- 9 新条例の規定中狩猟税に関する部分は、施行日以後に狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用する。

（入猟税に関する経過措置）

- 10 施行日前に狩猟者の登録を受けた者に対して課する入猟税については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

- 11 この条例の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる県税に係るこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（熊本県収入証紙条例の一部改正）

- 12 熊本県収入証紙条例（昭和39年熊本県条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「 地方税

1 狩猟者登録税

2 入猟税

を 地方税 狩猟税

に改める。

熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 16 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第 38 号

熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例

熊本県税特別措置条例（昭和 39 年熊本県条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の 3 第 1 項第 1 号中「平成 16 年 3 月 31 日」を「平成 18 年 3 月 31 日」に改める。

第 4 条の 12 第 1 項中「平成 16 年 3 月 31 日」を「平成 18 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

規 則

熊本県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 16 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 29 号

熊本県税条例施行規則の一部を改正する規則

熊本県税条例施行規則（昭和 30 年熊本県規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 6 節 狩猟者登録税（第 34 条の 3 の 3）」を削り、「入猟税」を「狩猟税」に改める。

第 10 条第 2 項中「法第 73 条の 27 の 4 第 4 項、法第 73 条の 27 の 4 第 6 項、法第 73 条の 27 の 4 第 8 項、法第 73 条の 27 の 4 第 10 項」を「第 4 項、第 6 項、第 8 項、第 10 項及び第 12 項」に、「第 73 条の 27 の 8 第 2 項及び」を「第 73 条の 27 の 8 第 2 項並びに」に改める。

第 19 条の 3 第 1 号中「第 4 号」を「第 5 号」に改める。

第 2 章第 6 節を削る。

第 35 条の 6 の次に次の 1 条を加える。

（免税軽油使用者証・免税証返納命令書の様式）

第 35 条の 7 条例第 138 条第 10 項の規定による命令は、別記第 48 号の 5 様式により行うものとする。

第 3 章第 3 節を次のように改める。

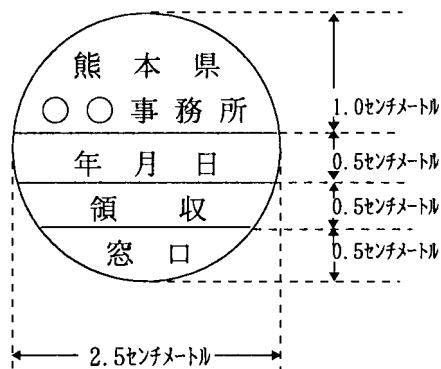
第 3 節 狩猟税

（狩猟税申告書の様式）

第 39 条の 2 の 2 条例第 149 条に規定する申告書の様式は、別記第 52 号の 2 様式による。

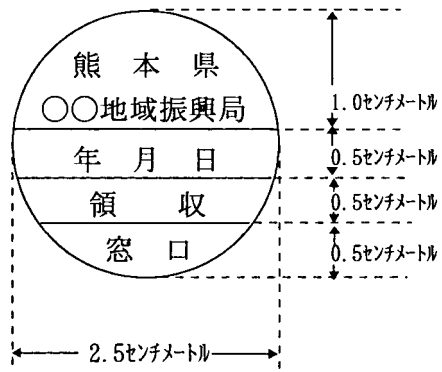
別記第 5 号の 2 様式及び別記第 5 号の 3 様式を次のように改める。

別記第 5 号の 2 様式（第 3 条関係）



（備考）年月日は、アラビア数字とする。

別記第5号の3様式（第3条関係）



（備考）年月日は、アラビア数字とする。

別記第30号の3様式を次のように改める。

別記第 30 号の 3 様式（第 20 条の 3 関係）
（表）

地域振興局 県税事務所 受付印		市 町 村 受付印			
不 動 産 取 得 税 申 告 書					
熊本県 地域振興局長 様 熊本県熊本県税事務所長 年 月 日		取 得 者	住 所 (所在地) ふりがな 氏 名 (名 称)	印 (電話)	
区 分	土 地		家 屋		
取得年月日	年 月 日		取得年月日	年 月 日	
			新築年月日	年 月 日	
登 記	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
	受 付 番 号		受 付 番 号		
所 在 地					
取 得 区 分	売買・贈与・交換・寄附・その他()		新築・増築・改築・売買・贈与・交換・寄附・その他()		
地目又は家屋 の種類構造	地目	宅地・田・畑・山林・雑種地 原野・その他()	種 類	専用住宅・共同住宅(戸)・併用住宅・店舗 事務所・工場・倉庫・その他()	
			構 造	木造・ブロック・鉄骨・鉄筋コンクリート 軽量鉄骨・その他()	
地 積 又 は 床 面 積	m ²		(うち住宅部分 m ²)	既 存 部 分	(うち住宅部分 m ²)
取 得 価 格	円		円		
前 所 有 者	住 所 (所在地)				
	ふりがな 氏 名 (名 称)	(電話)		(電話)	
還 付 先	銀行 支店 (普通・当座) 口座番号				

※ 地域振興局 所 処 理 欄	課税内容	課税年月	納税者番号	課税標準額	税 額	納付済額	徴収猶予
		年 月		円	円	円	有 ・ 無
	減額処理	区 分	当 初	減 額	変 更 後	課 税 台 帳	処 理 者 印
		課税標準額	円	円	円		
		税 額	円	円	円		

- 注意 1 この様式中不要の文字は、用途に従い抹消してください。
- 2 住宅用土地について
- (1) この申告書で、住宅用土地についての減額の申告を行うことができます。この場合には、住宅（特例適用住宅又は既存住宅）を取得していることの事実を確認できる書類（登記済証（権利書）、登記簿謄本、売買契約書等）の提示が必要です。
- (2) 既存住宅の取得につき減額の申告をする人は、(1)に加え、住民票の写し等を提示してください。
- (3) 一定期間内の新築予定につき徴収猶予の申告をする人は、建築確認申請書の写し及び住宅平面図を添付してください。
- (4) 既存住宅につき徴収猶予の申告をする人は、売買予約書等を提示してください。
- 3 住宅について
この申告書で住宅についての特例適用の申告を行うことができます。
- 4 ※印欄には、記入しないでください。
- 5 詳しいことは、地域振興局（県税事務所）にお問い合わせください。

(裏)

※ 取得した不動産が家屋の場合には、次の欄に記入してください。

請 負 者	住 所 (所在地)		使 用 量	鉄 骨					t	
				鉄 筋					t	
	氏 名 (名称)			コンクリート	鉄筋 無筋				m ³	
				コンクリート ブ ロ ッ ク	100mm	個	120mm	個	150mm	個
				根 伐 土 量					m ³	

徴収猶予・減額申告欄 住宅用土地に係る不動産取得税の	新築(予定)住宅	申告区分	1 土地を取得した日から一定期間内に新築又は新築予定 2 土地を取得した日前1年以内に新築 3 新築後1年以内の土地付き未使用住宅(いわゆる建売住宅)の取得 4 事業主等が購入した土地付き未使用住宅をその購入の日から1年以内に取得					
		着工予定日 年 月 日	年 月 日	取得年月日	年 月 日	構 造		
		完成予定日 年 月 日	年 月 日	事業主等の 取得年月日	年 月 日	床 面 積	m ²	
		新築年月日	年 月 日			取得価格 (建築費)	円	
		既存住宅	申告区分	1 土地を取得した日から1年以内に取得又は取得予定 2 土地を取得した日前1年以内に取得				
新築年月日	年 月 日		固定資産課税 台帳登録価格	円	構 造			
取得(予定) 年 月 日	年 月 日		申告者の居住 の 状 況		床 面 積	m ²		
特例適用欄	住宅	1 熊本県税条例第52条第4項に基づく申告			賦課処分が なっている 場合	課 税 年 月	納税者番号	
	住土 宅 用 地	2 熊本県税条例第59条第4項に基づく申告				課 税 年 月	納税者番号	

※ 取得者が正当な理由なく熊本県税条例第56条第1項に規定する申告をしなかった場合には、3万円以下の過料が科せられます。

別記第 47 号の 3 の 3 様式を削る。

別記第 47 号の 4 様式中「熊本県税条例第 129 条の 10 第 7 項」を「地方税法第 699 条の 14 第 2 項」に改める。

別記第 47 号の 5 様式中「熊本県税条例第 129 条の 10 第 7 項」を「地方税法第 699 条の 14 第 6 項」に改める。

別記第 47 号の 6 様式中「熊本県税条例第 129 条の 11 第 2 項」を「地方税法第 699 条の 15 第 1 項」に改める。

別記第 48 号の 4 様式の次に次の 1 様式を加える。

別記第 48 号の 5 様式（第 35 条の 7 関係）

免税軽油使用者証・免税証返納命令書

第 号
年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称 様

熊本県 地域振興局長 印
熊本県熊本県税事務所長

熊本県税条例第138条第10項の規定により、軽油引取税に係る次の免税軽油使用者証
免税証
の返納を命じます。

免税軽油使用者証
の 番 号

免 税 証 の
記 号 及 び 番 号

返納すべき期限

年 月 日

返納を命ずる理由

教

この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により熊本県知事に対して審査請求をすることができます。

示

なお、審査請求書（2通）は知事あてにして、当地域振興局（県税事務所）を経由して提出してください。